# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

### 評価実施機関名

小松市長

### 公表日

令和6年9月2日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

・取り扱う事務
健康管理に関する事務
【健康増進法に基づく健康増進事業】 健康増進法による健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康の保持増進のために必要な事務を推進するために行う。特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備 ②小松市保健事業に係る費用を徴収しないものの把握 ③対象者に個別通知をするための情報の管理 ④受診等の記録の利用と管理 ⑤受診等の記録から調査及び報告に利用 【母子保健法に基づく母子保健事業】 母子保健法に基づく母子保健事業】 母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講ずるための事務を行う。特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①妊娠届出や妊産婦健診のデータの管理及び名簿作成 ②赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談事業の対象者名簿及びカルテの作成、データ管理 ③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領
総合行政システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー
・番号法第9条第1項 別表第一の49、76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第40条、第54条
ステムによる情報連携
<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2、102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和元年12月26日内閣府・総務省令第九号)第38条の3、第50条
【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項、69の2、102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第38条の3、第50条
・番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項、69の2、102の2の項

## 6. 他の評価実施機関

②所属長の役職名

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号923-8650

請求先 石川県小松市小馬出町91番地

小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号923-8650

連絡先 石川県小松市小馬出町91番地

小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			16年8月19日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	6年8月19日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価	:書 ]			<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 基礎項目評価書</li><li>2) 基礎項目評価書及び</li><li>3) 基礎項目評価書及び</li></ul>	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。	)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・唇	<b>外</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている	ている	

#### 変更箇所

変更箇		1 = 11 = 11			15 1 15 15 15 15 15
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月3日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成28年10月26日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携①実施の 有無	実施しない	未定	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要		③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス 検索・電子申請機能で受領	事後	事前通知事項に当たらないた め
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シス テムの名称	総合行政システム	総合行政システム、サービス検索・電子申請機能	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報3. 個人番号の利 用	番号法第9条第1項 別表第1(第49項及び第 76項)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の49、76の項	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携①実施の有無	未定	実施する	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携①法令上の根拠		(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関 における担当部署②所属長	いきいき健康課長 高見 幸子	いきいき健康課長 喜多 たか子	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	いきいき健康課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	いきいき健康課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	I 関連情報7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制 担当	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年12月16日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報提 供	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条	情報照金の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の56の2の項、69の2 の項 ・第19条第7号 別表第二の56の2の項、69の2 の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号) 別表第二の56の2の項、69の2 の項 で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第28条、第40条	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制 担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 法制 担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月3日 時点	令和3年8月23日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
		i	i		1

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 関連情報1. 特定個人情報 を取り扱う事務②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) ・健康増進法に基づく健康増進事業 ・母子保健法に基づく健康増進事業 ・母子保健法に基づく母子保健事業 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) ・健康増進法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の現定に従い、特定個人情報を以下の事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備 ②小松市保健事業に係る費用を徴収しないものの把握 ③対象者に個別通知をするための情報の管理 ・母子保健法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法別で取り扱う。 ①妊娠届出や妊産婦健診のデータの管理及び名簿作成 ②赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談事業の対象者名簿及びカルテの作成、データ管理 ③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	【健康増進法に基づく健康増進事業】 健康増進法に基づく健康増進事業に関する事務 は、健康増進法に基づく各種検診など、市民の 健康の保持行う。特定個人情報ファイルは、健康 増進法及び行政手続きにおける特定個人を識 別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年5月31日法律第27号。以下番号法」と いう。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①事業の対象者であるか否かの確認や台帳の 整備 ②小松市保健事業に係る費用を徴収しないも のの把握 ②別象者に個別通知をするための情報の管理 ④受診等の記録から調査及び報告に利用 【母子保健法に基づさ、母保健事業】 母子保健法に基づき、母性並どに乳児及び幼児に対する法的の事務を行う。特続告い 別看、とでは、以下の事務で取り扱り の措置を講ずるための事務を行う。特に表 切り の問措置を講するための事務を行う。特にお ける特定個人を識別さための番号の制用 取り扱う。 同日とは、以下の事務で取り 切り扱い。 の場合を開発を関係を であるための事務を のも では、 の場合であるための の 行る特定個人を識別さための事の の 行る特定個人を識別さための の 行る特定個とを している。 の 規模診 の が の が の が の が の が の が の が の が の が の	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報1. 特定個人情報 を取り扱う事務③システムの 名称	総合行政システム、サービス検索・電子申請機 能	総合行政システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の49、76の項	・番号法第9条第1項 別表第一の49、76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省 令第5号)第40条、第54条	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主勢 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二の56の2の項、69の2の519条第8号 別表第二の56の2の項、69の2の音号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) ・第28条、第40条	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(令和元年12月26日内閣府・総務省令第九号)第38条の3、第50条 【情報提供の根拠】	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進 課	事後	所属名変更によるもの
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	重要な変更項目でないため
令和4年3月9日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関 における担当部署	予防先進部いきいき健康課	健康福祉部いきいき健康課	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制 担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当 郵便番号923-8650	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便舎号22-8000 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進 課	事後	所属名変更によるもの
令和5年7月1日	II しきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月20日時点	令和5年6月19日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関 における担当部署①部署	健康福祉部いきいき健康課	①健康福祉部いきいき健康課②こども家庭部すこやかセンター	事後	組織変更によるもの
令和5年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	課長	①課長②所長	事後	組織変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和5年6月19日 時点	令和6年8月19日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和6年9月2日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年6月19日 時点	令和6年8月19日 時点	事後	重要な変更項目でないため